

# [議会基本条例]

(素案)

平成20年10月30日

- わかりやすく町民が参加する議会
- しっかりと討議する議会
- 町民が実感できる政策を提言する議会

福島町議会

# 目次

前文	-----	2
第1章 総則	-----	3
(目的) 第1条		
第2章 議会・議員の使命	-----	3
(議会・議員の使命) 第2条		
(通年議会) 第3条		
第3章 議会・議員の活動原則	-----	3
(議会の活動原則) 第4条		
(議員の活動原則) 第5条		
第4章 町民と議会の協働	-----	4
(町民参加・町民との連携) 第6条		
第5章 町長等と善政競争する議会	-----	5
(町長等と議会・議員の関係) 第7条		
(町長による政策形成過程等の説明) 第8条		
(予算・決算における政策説明資料の作成) 第9条		
(議決事件の拡大) 第10条		
(文書質問) 第11条		
第6章 適正な議会機能・会議の運営、議員の政治倫理	-----	7
(自由討議による合意形成) 第12条		
(委員会の活動) 第13条		
(委員会等の適切な運営・アクティブ型議会の推進) 第14条		
(議会広報の充実) 第15条		
(附属機関の設置) 第16条		
(議会事務局の体制整備) 第17条		
(議会図書室の充実、公開) 第18条		
(適正な議会費の確立) 第19条		
(議員定数・議員報酬) 第20条		
(政務調査費) 第21条		
(議員研修の充実強化) 第22条		
(議会・議員の評価) 第23条		
(議長・副議長志願者の所信表明) 第24条		
(議員の政治倫理) 第25条		
第7章 条例の位置づけと見直し手続き	-----	10
(最高規範性) 第26条		
(議会・議員の責務) 第27条		
(見直し手続) 第28条		

附 則

# 福島町議会基本条例（素案）

## 【前文】

福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議性、独任性という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政の運営に努めなければならない。

議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。

過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

議会は、地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づく意思決定機関として、

- 一、 町民と議会の協働・情報共有
- 一、 町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- 一、 町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議
- 一、 議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- 一、 公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府としての議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、わかりやすく町民が参加する議会、しっかりと討議する議会、町民が実感できる政策を提言する議会を主体とした取り組みを行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会・議員の使命

(議会・議員の使命)

第2条 議会・議員は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

(通年議会)

第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とする必要な事項は「福島町議会会議規則（昭和62年規則第2号）」で定める。

## 第3章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める福島町議会会議規則の内容を継続的に見直す。

3 議会は、委員外議員の制限規定を廃止し、多様な討議を展開して委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。

- 4 議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供するよう努めなければならない。
- 5 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供し、傍聴者の意見を聴く機会を設けるなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営に努める。
- 6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。
- 7 傍聴に関し必要な事項は、「福島町議会傍聴規則（平成16年規則第1号）」で定める。

（議員の活動原則）

- 第5条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじなければならない。
- 2 議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。
  - 3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をしなければならない。

## 第4章 町民と議会の協働

（町民参加・町民との連携）

- 第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有するよう努めなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等すべての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参加できる運営に努めなければならない。
  - 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。
  - 4 議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
  - 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が協働し、積極的に政策提案ができるような連携を目指して、政策提案の拡大を図らなければならない。

- 6 議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報の提供に努めなければならない。
- 7 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努めなければならない。
- 8 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるよう努めなければならない。

## 第5章 町長等と善政競争する議会

(町長等と議会・議員の関係)

第7条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政の運営に取り組みなければならない。

- 2 議会のすべての会議における議員と町長等執行機関との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にして一定の方向性を見いだすため、回数・時間などを制限しない一問一答の方式で行う。
- 3 議会・議員は、一般質問等に当たっては、その目的を十分認識し、ただ単に町長等の質問に終始することなく、政策提言等の討議による善政競争を展開するよう努めなければならない。なお、一般質問は通告制の趣旨を重んじ、討議の充実を図る観点から、議会（質問議員）に対して事前に答弁書を提出しなければならない。
- 4 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しないこととする。
- 5 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。

(町長による政策形成過程等の説明)

第8条 町長は、議会に計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる政策等の形成過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別・事業別の政策説明資料を作成するよう努めなければならない。

2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努めなければならない。

(議決事件の拡大)

第10条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、法律第96条第2項の議会の議決事項について、次のとおり定める。

- (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画
- (2) 福島町都市計画（マスタープラン）
- (3) 福島町住宅マスタープラン
- (4) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 福島町次世代育成支援行動計画
- (6) 福島町自立プラン
- (7) 福島町地域防災計画
- (8) 福島町過疎地域自立促進市町村計画
- (9) 福島町森林整備事業計画
- (10) 福島町農業振興地域整備計画
- (11) 福島地域マリンビジョン計画

(文書質問)

第11条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。

2 町長等は、文書質問に対して文書により議長を経由して回答しなければならない。

3 文書質問について必要な事項は、「福島町議会会議規則」で定める。

## 第6章 適正な議会機能・会議の運営、議員の政治倫理

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議員は、前項による議員相互の自由討議を拡大し、政策・条例・意見等の議案提出を積極的に行うよう努めなければならない。

(委員会の活動)

第13条 委員会の運営に当たっては、資料等を積極的に事前公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を自ら作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、責任をもって質疑に対する答弁を行わなければならない。

(委員会等の適正な運営・アクティブ型議会の推進)

第14条 議会は、町民の代表機関として、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営とすべての議会の会議等の連携により機動力を高めアクティブ型議会の推進に努めなければならない。

2 議会は、広報・広聴常任委員会を町民との協働のまちづくりを目指す討議の場ととらえ、地域の課題、行政の政策課題、基本構想・基本計画、予算、条例などについて、町民と情報を共有し、自由に情報・意見交換するように努めなければならない。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知しなければならない。

2 議会は、ICT情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動に努めなければならない。

3 議会は、議会広報等に議員個々の議案等に対する採決態度を掲載し、町民による議員の評価に資するよう努めなければならない。

(附属機関の設置)

第 16 条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査・調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第 17 条 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。

(議会図書室の充実、公開)

第 18 条 議会は、図書室に、地方自治法第 100 条の規定による官報、広報、刊行物のほか、次の図書等を保管し、議員のみならず、町民、町職員の利用に供する。

- (1) 予算・決算資料
- (2) 福島町の各種計画書
- (3) 町広報
- (4) 議会だより
- (5) その他必要な図書及び資料

(適正な議会費の確立)

第 19 条 議会は、議会費について、町長との二元代表民主制の一方としての立場から、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動の費用を確立するように努めなければならない。

2 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページなどにより町民に公表しなければならない。

(議員定数・議員報酬)

第 20 条 議員定数・議員報酬は、それぞれ「福島町議会会議規則」、「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年条例第 19 号）」で定める。

2 議員定数・議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、参考人制度・公聴会制度を十分に活用し、適正な議員定数・議員報酬の確立を期さなければならない。

- 3 適正な議員報酬の確立を期すため、議員報酬の標準・議員報酬額を「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定するよう努めなければならない。
- 4 議員定数・議員報酬の改正については、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。

(政務調査費)

第21条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める福島町議会政務調査費の交付に関する条例(平成18年条例第20号)に基づき議員個人に対して交付する。

- 2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、自ら1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に公表するよう努めなければならない。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成・立案能力等の向上を図るため、別に定める「福島町議会議員研修条例」(平成20年条例第9号)に基づき議員研修を実施する。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会を積極的に開催しなければならない。

(議会・議員の評価)

第23条 議会は、議会の活性化に終焉のないことを常に認識し、議会評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表しなければならない。

- 2 議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、自己評価として1年ごとに町民に公表するよう努めなければならない。
- 3 議会の評価、議員の評価に関する必要な事項は、「福島町議会運営基準(平成13年議会基準第1号)」で定める。

(議長・副議長志願者の所信表明)

第24条 議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表民主制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会をつくらなければならない。

(議員の政治倫理)

第 25 条 議員は、町民全体の代表者として二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、「福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例（平成 20 年条例第 15 号）」で定める。

## 第 7 章 条例の位置づけと見直し手続き

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律、他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断しなければならない。

(議会・議員の責務)

第 27 条 議会・議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討しなければならない。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。